

(重要) 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について (学生・教職員の皆様へ)

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、国から5月31日まで延長が示されていた緊急事態宣言について、5月14日に福岡県を含む39県で緊急事態宣言を解除することが示され、それを受け、福岡県から示されていた緊急事態措置についても解除されました。

しかしながら、今後の感染拡大防止に向けて厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ示された、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践を図るなど、引き続き対策を行っていく必要があります。

日頃の感染症対策については、5月4日に新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省から新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が示されました。また、5月8日に厚生労働省から以下に記載の「帰国者・接触者相談センター等に相談する目安」が新たに示されましたので、それらを踏まえ以下により、感染症予防をお願いいたします。

【感染症予防について】

1. 人との間隔はできるだけ2m (最低1m) 空ける
2. 会話をする際は可能な限り真正面を避ける
3. こまめです丁寧な手洗いやアルコールによる手指消毒の実施、咳エチケットの徹底
4. 外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状がなくともマスクの着用を徹底
5. 「密閉」、「密集」、「密接」の集団感染のリスクを高める「3密」の回避
6. 毎朝の体温測定 (特に風邪症状があるときは必ず)

◎発熱等の風邪の症状が見られるときは、大学や学校を休んでください。

【帰国者・接触者相談センター等に相談する目安】

以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合には相談してください。

1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
2. 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
3. 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず相談)

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○帰国者・接触者相談センター

・宗像・遠賀地区の方

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課感染症係

0940-36-6098 (平日8時30分~17時15分)

福岡県保健所夜間休日緊急連絡先 092-471-0264

・他の地域の連絡先については、以下福岡県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bukan.html>